第十条の二の七第二項第一号中「第三百二十一条の十一の三第一項」を「第三百二十一条の八第二十三項」に、「同項」を「第三百二十一条の十一の三第一項」に改め、同項第二号中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に、「第六十八条の八十八第十八項第三号」を「第六十八条の八十八第二十二項第三号」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改める。

第十五条の八（見出しを含む。）中「第四百四十四条第一項第一号ニ」を「第四百六十三条の十五第一項第一号ニ」に改め、同条を第十五条の十五とする。

第十五条の七の次に次の七条を加える。

（法第四百四十二条第九号のエネルギー消費効率）

第十五条の八　法第四百四十二条第九号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

一　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第一号に掲げる乗用自動車　乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車　貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

（法第四百四十六条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等）

第十五条の九　法第四百四十六条第一項第二号に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる軽自動車で当該軽自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条及び第十五条の十一において「自動車検査証」という。）に当該軽自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）とする。

2　法第四百四十六条第一項第二号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条及び第十五条の十一において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（以下この条及び第十五条の十一において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準とする。

3　法第四百四十六条第一項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる軽自動車については同表のイに掲げる値、同表のニに掲げる軽自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない軽自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条及び第十五条の十一において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している軽自動車とする。

4　法第四百四十六条第一項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（第六項第二号において「実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第二号及び第三項第二号において「平成三十二年度燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

5　法第四百四十六条第一項第三号イ(1)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

6　法第四百四十六条第一項第三号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のニに掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　実施要領第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第二項第二号及び第三項第二号において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

7　法第四百四十六条第二項に規定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（次項において「エネルギー消費効率算定告示」という。）第一条第二号に掲げる方法とする。

8　法第四百四十六条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法とする。

9　法第四百四十六条第二項において準用する同条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第四項及び第六項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四項第二号		
第四条の二に規定する平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第二号及び第三項第二号において「平成三十二年度燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び	当該軽自動車が平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車	
第三条に規定する十・十五モード燃費値（第六項第二号において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率（第六項第二号において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること並びに	自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第二号に掲げる方法（第六項第二号において「JC〇八モード法」という。）により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該軽自動車が平成二十二年度燃費基準六十五パーセント向上達成車	
第六項第二号		
実施要領第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第二項第二号及び第三項第二号において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び	当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車	
十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに	JC〇八モード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該軽自動車が平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車	